中核機関のイメージ図（機能分散型）

資料８

連絡会

あま市

権利擁護ケース検討会議

（偶数月に開催）

- ◆市長申立てを含む支援方針の決定
- ◆継続的に成年後見支援を要するケースの報告・検討
- ◆専門的判断（モニタリング）
- ◆法人後見の適否を含む受任調整
- ◆成年後見制度以外の支援策の検討

＜社会福祉課＞

成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条第１項

権利擁護センター

（生活困窮者自立支援窓口と一体的に設置）

司令塔機能	事務局機能
①広報機能	②相談機能
③利用促進機能（受任調整、市民後見）	④後見人支援機能（権利擁護チーム支援）

連携 ↕ 協働

＜障がい福祉課＞

地域生活支援事業

連携 ↕ 協働

＜高齢福祉課＞

基幹地域包括支援センター

地域支援事業

成年後見制度利用支援事業

市長申立審査会

（適宜開催）

- ◆市長申立ての決定
- ◆候補者推薦依頼の確認

あま市社会福祉協議会

法人後見「サポートあま」

日常生活自立支援事業

地域包括支援センター

障害相談支援事業所

- ①広報機能
- ②相談機能（日常生活自立支援事業からの移行）（個別ケースの共有・連携）
- ③利用促進機能（法人後見の実施・市民後見人の養成）

連携

協働

市民後見人の養成

- ◆海部圏域の広域実施（４市２町１村）に向けて調整及び合意形成
- ◆海部圏域の人口規模は約３２万人
- ◆担当課長会議と担当者会議を開催
- ◆各自治体の中核機関職員で構成

専門職団体

- ◆後見人等候補者の推薦
- ◆権利擁護センターとの連携

名古屋家庭裁判所

後見センター

参画

権利擁護チーム支援

（随時開催）

本人や後見人等を中心に、支援者（ケアマネジャー、相談支援専門員、病院相談員など）を含むチーム支援を展開し、後見人等が就いたあともチームを形成して相談支援する。

助言 ↑ 提言

協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条第２項

（年２回）

- ◆権利擁護センターの運営や相談支援体制の見直しに関すること
- ◆成年後見制度利用促進基本計画の策定・進捗管理に関すること
- ◆法人後見の実施や市民後見人の養成等に関すること
- ◆成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること
- ◆地域連携ネットワークの構築に関すること
- ◆その他権利擁護に関すること

AMA CITY

R5.4.1から